

議第160号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

午前 9 時から午後 5 時まで	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
午前 9 時から午後 9 時まで	
別に定める。	
午前 9 時から午後 5 時まで	

を

午前 9 時から午後 5 時まで	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで
午前 9 時から午後 9 時まで	
別に定める。	
午前 9 時から午後 5 時まで	

に改める。

第 2 条 京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「，遊戯用電車及び駐車場」を「及び遊戯用電車」に改

める。

第3条第3項中「及び駐車場」を削り、「並びにこれらの施設」を「及び当該施設」に改める。

第6条第1項中「又は駐車場（自動二輪車，原動機付自転車及び自転車の駐車の用に供するものを除く。以下同じ。）」を削り、「別表第3に掲げる」を「1人1回につき300円の」に改め，同条第2項中「遊戯用電車の」を削り，同条第3項本文中「遊戯用電車」を「第1項」に改め，同条第4項を削る。

第7条を削る。

第8条本文中「及び駐車場」を削り，同条を第7条とする。

第9条を第8条とし，第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1遊戯用電車の項及び駐車場の項を次のように改める。

遊 戯 用 電 車	午前10時から午後4時まで	別に定める。
-----------	---------------	--------

別表第3を削る。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から，第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

緑の館（和室，茶室及びイベント室を除く。）を供用しない日を変更するとともに，駐車場を廃止する必要があるので提案する。